

## I 調査の目的

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）に定める基幹統計調査として、同法第5条第2項の規定に基づき実施する人及び世帯に関する全数調査である。その結果は、国及び地方公共団体の各種行政施策はもとより、企業、団体その他各方面の利用に供されている。

大正9年（1920年）の第1回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として5年ごとに実施されており、令和7年に実施する調査はその22回目に当たる。

## II 調査の概要

- 調査期日 令和7年10月1日（水）午前零時現在
- 調査対象 令和7年10月1日現在、我が国に常住するすべての人  
ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く
- 調査の流れ



- 調査項目 世帯員に関する事項：13項目  
世帯に関する事項：4項目
- 調査方法 調査員が全世帯を訪問し、調査票等の調査書類一式を配布  
調査票の回収は オンライン（インターネット回答）、郵送、調査員



### 【主なポイント】

- ・ 調査方法の見直し
  - ①スケジュールの見直し（提出期限から督促開始までの期間を1週間以上確保等）
  - ②調査困難地域等における配布方法の見直し
- ・ オンライン回答の積極的推進
  - オンライン調査システムの機能改善（「QRコードログイン」、「パスワード再設定」等）、地域に密接した施設（郵便局等）へのオンライン回答支援ブースの設置など、環境整備を推進
- ・ 広報・協力依頼の強化
  - 2か年にわたる総合企画による広報の実施、国勢調査を支援するサポーター企業の拡充

## III 結果の利用

### 【法定人口としての利用】

衆議院議員の小選挙区の改定基準、都道府県・市町村議会の議員定数の決定、地方交付税の算定基準等

### 【行政施策の基礎資料としての利用】

保育所の整備・充実など、安心して子供を産み育てる環境の整備など少子化対策の基礎資料、高齢者社会福祉施策の基礎資料 等

### 【各種標本調査の抽出フレームとしての利用】

労働力調査、家計調査等の抽出フレーム

### 【教育、民間など広範な分野で利用】

人口学・地理学、将来人口の推計の基礎資料 等